

伊丹市立天王寺川中学校PTA規約

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は、伊丹市立天王寺川中学校PTAと名づけ、事務所を同校内（伊丹市鴻池3丁目4番28号）に置く。

第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
- （1）よい保護者、よい教師となるように努める。
 - （2）家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を補導する。
 - （3）生徒の生活環境を整備することに努める。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にしたがう。
- （1）生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
 - （2）特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - （3）本会、または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - （4）学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 1. 本会の会員になることのできるものは、伊丹市立天王寺川中学校に在籍する生徒の保護者と校長及び教員とする。
- 保護者は本校に生徒が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。（役員に関しては、次年度総会の日までとする。）
- 校長及び教員は本校に着任した日をもって入会し、校長及び教員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。
2. 会員はすべて所定の会費を納めて、第2章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。

3. 保護者については生徒が属する世帯を、校長及び教員については個人を単体として、一世帯又は一個人を一会員として取り扱う。
4. 加入退会は自由である。但し、個人的な事由により入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から 30 日以内に書面にて入会辞退届（任意形式）を本会に提出し、承諾を得なければならない。
上記以外の事由により退会を希望する場合は書面にて退会届（任意形式）を本会に提出し承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもって P T A 事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返還しない。
5. 個人的な事由により P T A 活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届（任意形式）を本会に提出し、承諾を得なければならない。但し、休会期間は事由発生日から事由消滅日までとする。また当期末を越えての休会は認めない。次期も引き続き休会する場合は改めて書面にて休会届（任意形式）を本会に提出し、承諾を得なければならない。休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。

第 6 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については適正に運用するものとする。

第 5 章 会計および経費

- 第 7 条 1. 本会の経費は会費、事業収入、補助金、委託金及び寄付金を以て支弁する。
2. P T A 会費を月額 2 0 0 円、特別会計を月額 1 5 0 円とする。
3. 本校と本会において徴収事務の委任契約を交わし、学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。
4. 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、次のとおりにする。
 (1) 転入の場合、転入したときに第 7 条に規定する額の会費を徴収する。
 (2) 転出の場合、既納の会費は返還しない。
5. 退会者の会費の取り扱いは、次のとおりにする。
 (1) 会費請求以前の場合、会費を徴収しない。
 (2) 会費請求以後の場合、会費を徴収し、既納の会費は返還しない。
- 第 8 条 1. 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行する。
2. 総会において議決された予算費目の運用について、年度途中で過不足が生じた場合、予算総額の範囲内において、運営委員会の承認を経て、費目の転用ができる。
- 第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 10 条 本会の月額会費を変更する場合は運営委員会で原案をつくり、総会で決定する。

第 11 条 本会の経費は第 2 章の目的以外に使用してはならない。

第 12 条 本会は、一般会計及び特別会計、周年記念積立金を設置することができる。

(1) 一般会計は本会の事業、活動にかかる費用を支出する。

(2) 特別会計は本会の事業、活動にかかる費用を支出する。

(3) 周年記念積立金は周年記念行事にかかる費用を支出する。

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。また年度替わりにおいて新年度予算未成立の場合は新予算の成立するまで前年度予算に準じて収支をする。

第 6 章 役 員

第 15 条 本会の役員は、次のとおりとする。

(1) 会 長 1 名（保護者会員）

(2) 副会長 若干名

(保護者会員より若干名、校長及び教員会員より 1 名を置く)

(3) 会 計 若干名

(4) 書 記 若干名

第 16 条 役員は第 22 条により会員の中から選出する。

第 17 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 18 条 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 会長は、総会・委員会・役員会・運営委員会を召集する。
3. 会長は、会長および副会長選出に関する集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第 19 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 20 条 会計は、本会の会計事務を処理する。

第 21 条 書記は、本会の庶務にあたる。

第 22 条 役員選出は、次の方法による。

(1) 選考委員会は、役員をもってこれを構成する。

(2) 会長・副会長・会計・書記は、3 月末日までに選考委員会において新年度の予定会員の中よりその候補者を選出し、定期総会の承認を得る。

第 23 条 役員は任期終了後も新役員が決定するまでは、その任にあたるものとする。任期中の役員に欠員が生じた場合の、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 章 会計監査委員

- 第 24 条 本会の経理を監査するために、3名の会計監査委員（保護者会員より2名、校長及び教員会員より1名）を置く。
- 第 25 条 会計監査委員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、定期総会の承認を得る。
- 第 26 条 会計監査委員は、定期監査（前期と後期の年2回）を行い、必要に応じて臨時監査を行う。
- 第 27 条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第 8 章 顧 問

- 第 28 条 1. 必要に応じて顧問を置く。
2. 顧問は会長が委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問に応じ、本会の運営について意見を述べる。
4. 顧問の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第 9 章 委 員

- 第 29 条 1. 本会に専門部委員および学校側委員を置く。
2. 委員と会長・副会長との重複を避ける。
- 第 30 条 1. 専門部委員は各学年の会員から選出する。
2. 各部の活動と内容は、次のとおりとする。また各部は本会の事業に協力する。
- (1) 学年部
校長及び教員と会員との連絡接触に努め、学習活動の推進と学年活動の助成。
 - (2) 成人教育部
学習活動の推進と、学年活動、学級活動の助成。
 - (3) 広報部
PTA活動に関する調査研究と広報活動。
 - (4) 保健体育部
保健体育に関する啓蒙活動と衛生的学校環境の整備ならびに学校行事への協力。
 - (5) 人権教育部
人権教育推進のための学習活動。
 - (6) 愛護部
生徒の生活全般について補助補導、環境の浄化等による活動。
 - (7) ふれあい実行委員
ふれあいの集いに関する活動。

第 31 条 学校側委員は、校長及び教員全員とし、本会の事業の運営全般にわたって協力する。

第 32 条 委員の任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない。

- 第 33 条 1. 全役会は、役員・専門部委員及び学校側委員をもって構成する。
2. 全役会は、総会に次ぐ重要な事項を審議決定する。

第 10 章 運営委員会

第 34 条 運営委員会は、役員・各部長・副部長・学校長および教頭で構成する。なお、各部長・副部長は同専門部内で代理を立てることができる。

第 35 条 運営委員会は、総会および委員会において決定された事項の実施ならびにその他の重要事項について協議する。

第 11 章 総 会

第 36 条 総会は、全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。

- 第 37 条 1. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
なお、形式としては対面総会、あるいは書面総会、オンライン総会とする。
2. 定期総会は、年度始めに開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、および会員の家庭数の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 38 条 定期総会は、次のことを定める。
(1) 予算、決算に関すること。
(2) 規約改正に関すること。
(3) 役員の改選に関すること。
(4) 事業の基本方針に関すること。
(5) その他本会の目的を達成する為に必要な事項を決定すること。

第 39 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の参加（委任状も含む）がなければ、その議事を開き議決することができない。

第 40 条 総会の議決は、参加者（委任状も含む）の過半数で決める。

第 41 条 総会の議長は、執行部もしくは元執行部に依頼する。

付 則

1. 本規約は昭和 45 年 4 月 1 日から実施する。
2. 細部については、別に内規を運営委員会で定めることができる。

(この規約は昭和 46 年 12 月 16 日より施行する。)

(昭和 53 年 5 月 10 日一部改正)	(昭和 54 年 5 月 12 日一部改正)
(昭和 55 年 5 月 16 日一部改正)	(昭和 55 年 5 月 15 日一部改正)
(昭和 60 年 5 月 10 日一部改正)	(昭和 61 年 5 月 13 日一部改正)
(昭和 63 年 5 月 12 日一部改正)	(平成 元年 5 月 10 日一部改正)
(平成 3 年 5 月 10 日一部改正)	(平成 4 年 5 月 8 日一部改正)
(平成 5 年 5 月 11 日一部改正)	(平成 11 年 5 月 1 日一部改正)
(平成 12 年 5 月 11 日一部改正)	(平成 18 年 5 月 2 日一部改正)
(平成 21 年 5 月 1 日一部改正)	(平成 24 年 5 月 2 日一部改正)
(平成 27 年 5 月 11 日一部改正)	(平成 28 年 5 月 11 日一部改正)
(平成 30 年 5 月 8 日一部改正)	(令和 3 年 5 月 7 日一部改正)
(令和 4 年 5 月 9 日一部改正)	(令和 5 年 5 月 9 日一部改正)
(令和 6 年 5 月 9 日一部改正)	

内 規

1. 会費の減免希望の申し出があれば、役員会において承認を得て、減免することができる。
2. 会員は総会に出席できないときは、議決権を出席する会員に委任することができる。委任状を提出したものは、出席したものとみなされる。
3. 慶弔に関する規則を次のとおり定める。
 - (1) 弔を表する場合
 - (イ) 会員および配偶者の死亡 5,000 円
 - (ロ) 生徒の死亡 5,000 円
 - (2) 見舞の場合
会員および生徒が不慮の災害等をうけた場合はその都度、役員会で決定する。
 - (3) 特別な場合は役員会で協議して決定する。
 - (4) 以上の給付をうけたものは、これに対する返礼はしないものとする。

総 会 組 織 図

